

個人情報ファイル簿

整理番号	2137	
個人情報ファイルの名称	埼玉県美術展覧会出品者情報	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化資源課	
個人情報ファイルの利用目的	次年度開催要項送付、報道機関への情報提供	
記録項目 (個人情報ファイルに記録される項目)	1 氏名、2 ふりがな、3 住所、4 年齢、5 性別、6 題名、7 高校名	
記録範囲 (本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲)	埼玉県美術展覧会出品者	
記録情報の収集方法 (個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法)	本人提出の出品申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先 (記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	文化資源課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル(マニュアル処理ファイル)の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	有	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2191	
個人情報ファイルの名称	登録刀剣類情報データベース	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化資源課	
個人情報ファイルの利用目的	危害の防止を図るため銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、登録を受けた銃砲刀剣類の所在を把握するため。	
記録項目 (個人情報ファイルに記録される項目)	1 登録年月日、2 登録番号、3 データ区分コード、4 データ区分、5 種別コード、6 種別、7 長さ・全長、8 反り・銃身長、9 時代、10 目釘穴、11 内径、12 外径、13 銘(表)、14 銘(裏)、15 鍛え、16 刃文、17 製作承認年月日、18 製作承認番号、19 作者・年号・番号、20 所有者住所、21 所有者氏名、22 長さ・全長(尺)、23 反り・銃身長(尺)、24 内径(尺)、25 外径(尺)、26 備考、27 画像ファイル名、28 台帳番号	
記録範囲 (本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲)	当該銃砲刀剣類の現所有者及び旧所有者(届出者のみ)	
記録情報の収集方法 (個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法)	所有者本人からの登録申請、新たに取得した所有者本人からの所有者変更届出、居住地を変更した所有者本人からの住所変更届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先 (記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	文化資源課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1(職員会館5階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル(マニュアル処理ファイル)の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	有	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2192	
個人情報ファイルの名称	銃砲登録原票	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化資源課	
個人情報ファイルの利用目的	危害の防止を図るため銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、登録を受けた刀剣類の所在を把握するため	
記録項目 (個人情報ファイルに記録される項目)	1 登録年月日、2 登録記号番号、3 担当登録審査委員の氏名及び印、4 発見届出、5 種別、6 構造、7 全長、8 銃身長、9 口径、10 銘文、11年号、12番号、13製造国名、14その他の特徴、15製造・伝来の客観的資料等、16備考、17登録申請者住所及び氏名、18住所及び氏名、19変更年月日、20備考	
記録範囲 (本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲)	新規登録申請者、新たに古式銃砲を取得した所有者（届出者のみ）	
記録情報の収集方法 (個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法)	所有者本人からの登録申請、新たに取得した所有者本人からの所有者変更届出、居住地を変更した所有者本人からの住所変更届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先 (記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先)	新たに古式銃砲を取得した者及び住所を変更した所有者が居住する都道府県公安委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	文化資源課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（職員会館5階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	マニュアル処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2193	
個人情報ファイルの名称	刀剣類登録原票	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化資源課	
個人情報ファイルの利用目的	危害の防止を図るため銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、登録を受けた刀剣類の所在を把握するため	
記録項目 (個人情報ファイルに記録される項目)	1 登録年月日、2 登録記号番号、3 担当登録審査委員の氏名及び印、4 発見届出、5 種別、6 長さ、7 時代及び作者、8 反り、9 目くぎ穴、10 銘文(表裏)、11 鍛え、12 刃文、13 彫り物、14 外装、15 その他特徴、16 製作承認年月日及び番号、17 備考、18 登録申請者住所及び氏名、19 住所及び氏名、20 変更年月日、21 備考	
記録範囲 (本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲)	新規登録申請者、新たに刀剣を取得した所有者(届出者のみ)	
記録情報の収集方法 (個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法)	所有者本人からの登録申請、新たに取得した所有者本人からの所有者変更届出、居住地を変更した所有者本人からの住所変更届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先 (記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先)	新たに刀剣類を取得した者及び住所を変更した所有者が居住する都道府県公安委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	文化資源課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1(職員会館5階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル(マニュアル処理ファイル)の別		マニュアル処理ファイル
(電算処理ファイルである場合)		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		